

農業を経営する皆様へ



平成31年1月から全ての農産物を対象に収入減少を補てんする

「収入保険」が始まりました！



農業で新しい品目の導入、販路拡大などにチャレンジしたいんだけど、様々なリスクがあるんだよねー。

大丈夫、収入保険にまかせてください！



自然災害や鳥獣害などで収量が下がった



災害で作付不能になった



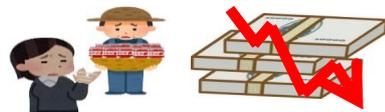
倉庫が浸水して売り物にならない



盗難や運搬中の事故にあった



市場価格が下がった



けがや病気で収穫ができない



取引先が倒産した



輸出したが為替変動で大損した



収入保険は様々なリスクから
農業経営を守ります！！

様々なリスクに備えて収入保険に加入しましょう！

※青色申告を行っている農業経営者が対象です。

どのくらいの補てんになるの？



規模拡大などを反映した基準収入の試算ができます！

基準収入1,000万円の場合、保険期間の農業収入が900万円を下回った場合に補てんされます(※)。

〈補てん金額のイメージ〉

例えば、

保険期間の農業収入が800万円なら90万円
(積立方式の補てん90万円)

保険期間の農業収入が700万円なら180万円
(積立方式の補てん90万円、保険方式の補てん90万円)

保険期間の農業収入が500万円なら360万円
(積立方式の補てん90万円、保険方式の補てん270万円)

(※)掛捨ての保険方式の補償限度80%と掛捨てではない積立方式の補償幅10%で加入した場合です。



掛金はいくらくらいなの？



農業共済・ナラシ対策などの類似制度との掛金や補てん金の比較ができます！

基準収入1,000万円の場合、初年度は32.5万円です(※)。

(掛捨ての保険料7.8万円(保険料率1.08%)、掛捨てではない積立金22.5万円、事務費2.2万円)

(※)掛捨ての保険方式80%と掛捨てではない積立方式10%で加入した場合です。保険料と事務費は50%、積立金は75%の国庫補助を適用した金額です。

(※)保険金の受取りがなければ、翌年保険料率が下がります。

(※)積立金は自分のお金なので、補てんに使われなければ、翌年へ持ち越されます。

(※)保険料等を含めて運転資金が必要な方には、金融機関をご紹介します。



各種試算は
全国連HPから！

NOSAI全国連のホームページはこちら⇒
<http://nosai-zenkokuren.or.jp/>



〈全国連問合せ先〉 TEL : 03-6265-4800 mail : syunyhoken@nosai-zenkokuren.or.jp

収入保険の仕組み

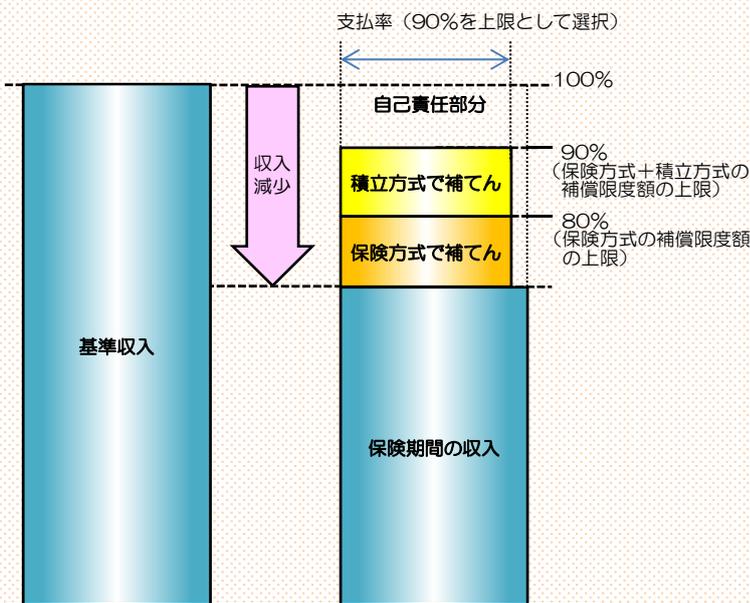
農業者が保険期間に生産・販売する農作物の販売収入全体が対象です。

- 米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつ、生乳など、ほとんどの農産物をカバーします。簡易な加工品（精米、もち、荒茶、仕上茶、梅干し、干し大根、畳表、干し柿、干し芋、乾しいたけ、牛乳等）も含まれます。
- 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので対象外です。
- ※ 収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補てんします。
(補償限度)
(支払率)

- 「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てとならない積立方式」の組合せができます。
 - ・ 保険方式の補償限度は、青色申告書の提出年数が5年以上の場合、80%を上限として70%・60%・50%のいずれかを選択できます（加入申請時の青色申告書の提出年数が1年の場合は、補償限度の上限は70%からスタートし、提出年数に応じて段階的に引き上げられます）。
 - ・ 積立方式の補償幅は、10%・5%のいずれかを選択できます。
 - ・ 支払率は、保険方式、積立方式とも、90%・80%・70%・60%・50%のいずれかを選択できます。
- 保険料には50%、積立金には75%、事務費には50%の国庫補助を行います。
 - ・ 保険料＝保険金額（基準収入×保険方式の補償限度×支払率）×保険料率（国庫補助後）
 - ・ 積立金＝積立金額（基準収入×積立方式の補償幅×支払率）×25%
 - ・ 事務費＝加入者割（1年目4,500円、2年目以降3,200円）＋補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）
- 保険料（掛金）率は、1.08%です。
 また、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変わります。
 - ・ 加入1年目は、「区分0」の率が適用されます。
 - ・ 保険金の受取りがなければ、1段階ずつ下がります。
 - ・ 保険金の受取りがあれば、損害率（保険金÷保険料）の大きさに応じて段階は上がりますが、年最大3区分まででとどまります。

（青色申告書の提出年数が5年以上の場合）



過去5年間の平均収入（5中5）を基本
 規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

危険段階別の保険料率

危険段階区分	保険料率 (国庫補助後)
10	2.574%
9	1.578%
8	1.522%
7	1.467%
6	1.412%
5	1.356%
4	1.301%
3	1.246%
2	1.190%
1	1.135%
0	1.080%
-1	1.024%
-2	0.969%
-3	0.913%
-4	0.858%
-5	0.803%
-6	0.747%
-7	0.692%
-8	0.637%
-9	0.581%
-10	0.540%

（注：補償限度80%の場合）

収入保険の加入手続等のスケジュール

平成30年

～11月

～12月

加入申請手続

保険料、積立金、 事務費の納付

次の書類を作成します。

- ・収入保険加入申請書
- ・過去の農業収入金額申告書
(平成29年分まで)
補助フォーム
- ・農業経営に関する計画

(添付書類)

- ・青色申告決算書等の税務
申告書類の写しなど
(平成26～29年までの期間で、連続した年の
分を用意します。)

保険料と積立金は、分割支払も選択
できます(最終の納付期限は保険期
間の8月末です。)

※ 保険料、積立金及び事務費は、
口座振替です。

※ 分割支払は、2回、3回、5回、
9回のいずれかを選択できます。



各種手続は、NOSAI職員等が
タブレット端末を使って、
サポートします！



(保険期間が 31年1月～12月の場合)

平成31年

1～12月

平成32年

確定申告後～6月

保険期間

(税の収入算定期間と同じ)

保険金等の 請求・支払

平成30年分の確定申告が終わったら・・・

次の書類を作成します。

- ・過去の農業収入金額申告書
(平成30年分)
補助フォーム

(添付書類)

- ・青色申告決算書等の税務
申告書類の写しなど

平成31年分の確定申告が終わったら・・・

次の書類を作成し、保険金・特約補てん金を請求します。

- ・保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書

(添付書類)

- ・青色申告決算書等の税務
申告書類の写しなど

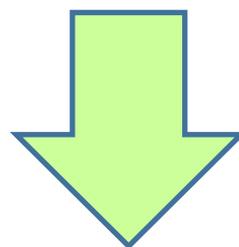
事故が発生したら・・・

自然災害などにより数量減少が見込まれるときは、速やかに事故の発生状況等を通知します。

- ・事故発生等通知書
・資金が必要な方には、つなぎ融資（無利子）を行います。

営農計画を変更するとき
は・・・

作付けする品目や面積などを変更するときは、営農計画を変更します。



NOSA I 全国連が内容を審査後、
保険金・特約補てん金を支払います。



※農作業日誌、農産物の販売に関する帳簿
(販売金額、販売数量、事業消費仕向け数量等)を必ず記帳します。

収入保険に関するQ&A

Q1 収入保険の対象収入は、どのようにして計算するのですか。

- 1 収入保険では、自ら生産した農産物の販売収入全体を対象とします。
- 2 その把握については、税制度と整合した簡素な仕組みとするため、青色申告決算書における収入金額の算定方法に準じて、次のように計算します。
- 3 なお、雑収入については、農産物の販売収入に関係のないものも含まれますので、基本的には計算式には入れません。

$$\text{対象収入} = \text{農産物の販売金額} + \text{事業消費金額} \\ + (\text{期末棚卸高金額} - \text{期首棚卸高金額})$$

Q2 税申告上、雑収入として計上されるものは、基本的に、収入保険の対象収入に含めないとのことですが、雑収入の中で対象収入となるものがありますか。

雑収入として計上されているものであっても、農産物の販売金額と同等のものについては、収入保険の対象収入に含めることとしています。例えば、

- ① 農産物の精算金
- ② 畑作物の直接支払交付金、甘味資源作物交付金、でん粉原料用いも交付金及び加工原料乳生産者補給金の数量払
- ③ JTの葉たばこ災害援助金
等が該当します。

Q3 飼料用米の交付金にも数量払的な要素が入っていますが、対象収入に含まれるのですか。

飼料用米の交付金については、単収に応じて面積当たり単価が変動しますが、麦、大豆等の水田活用の直接支払交付金と同じ面積払であり、畑作物の直接支払交付金などの数量払とは性格が異なります。また、農業共済においても、飼料用米の交付金は補償の対象としていないことから、対象収入に含まれません。

Q4 作業受託料は、対象収入となるのですか。

作業受託料については、

- ① 税申告上、雑収入として計上されること
- ② 生産者と作業受託者の双方が収入保険に加入した場合に、例えば、ほ場が被害を受けて作物の生産ができなくなり、作業受託料が支払われなかったときに、生産者のみならず、作業受託者にも保険金が二重に支払われる可能性があること
等から、対象収入に含まれません。

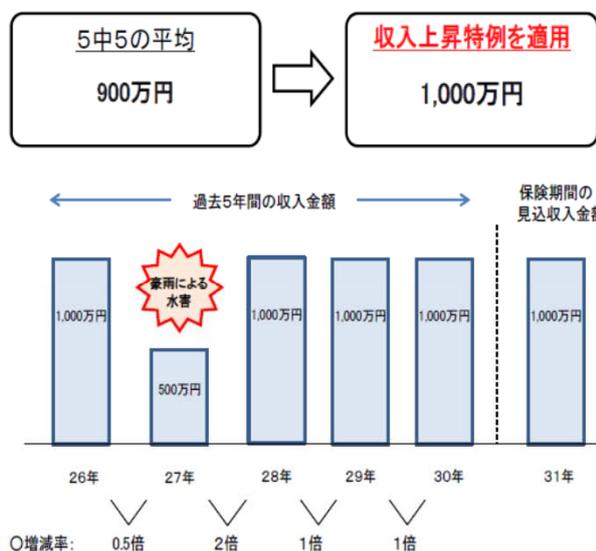
Q5 基準収入はどのように算定するのですか。

- 1 基準収入については、過去5年間の平均収入（5中5）を基本（過去5年間の青色申告実績がない場合は、実績のある年の平均収入）としつつ、保険期間の営農計画を考慮して設定します。
- 2 具体的には、
 - ① 経営面積を拡大する場合は、過去の単位面積当たり平均収入及び保険期間の経営面積を用いて上方修正（保険期間の見込収入金額の範囲内）
 - ② 過去の収入に上昇傾向がある場合は、過去5年間の平均収入及び各年の収入の上昇傾向の平均値を用いて上方修正（保険期間の見込収入金額の範囲内）
 - ③ 経営面積を縮小する場合や単収・単価の低い作物へ転換する場合などは、これらを加味して下方修正するなど、客観的な算定ルールを用いて設定します。
- 3 基準収入については、簡単に試算できるシミュレーションソフトを開発し、各農業共済組合等のホームページで公開しているところです。
また、加入申請の際には、タブレット端末システム上でも、シミュレーションを行うことができます。

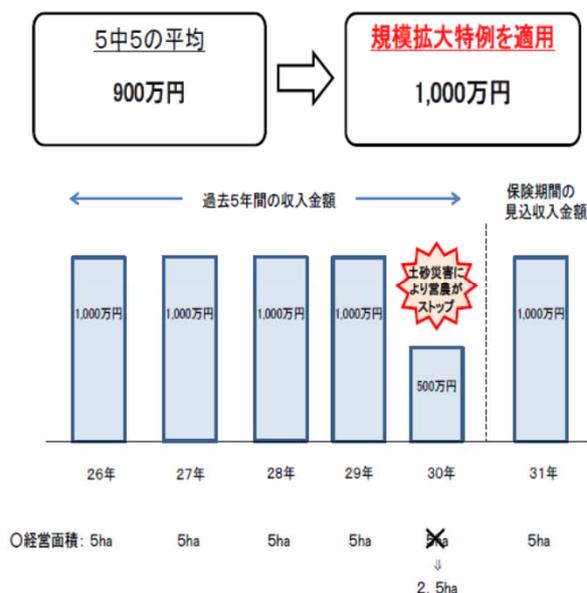
Q6 過去5年間のいずれかの年に、収入が皆無となるような大きな災害があった場合、基準収入を過去5中5平均とすると、基準収入が大きくなり下がり、十分な補償にならないのでは
ないですか。

- 1 基準収入の計算に当たって、実質的に自然災害年の収入減少が影響しないようになる仕組みを準備しています。
 - 2 具体的には、
 - ① 過去に、自然災害により収入が大幅に減少した年がある場合、「収入上昇特例」を適用し、基準収入を上方補正します。（図1）
 - ② 直近年に、自然災害により営農ができない農地や施設が発生し、収入が大幅に減少している場合、保険期間に営農が再開できる状態になれば、「規模拡大特例」を適用し、基準収入を上方補正します。（図2）
- ※ いずれも、保険期間の営農計画に基づく見込み収入金額が上限となります。

（図1）



（図2）



Q7 事故発生の通知は、どのような場合に行うのですか。

- 1 収入保険では、農産物の数量減少に係る損害があった場合に、事故発生の通知を義務づけていますが、具体的には、補てんの際に、1割の自己責任部分があることを勘案し、原則として、1割以上の数量減少が見込まれる事故の場合に通知を行います。
- 2 なお、通知は、メールや電話による連絡でも可能です。

Q8 保険期間に大きな損害があり、収入減が見込まれるときに、何か手当はありますか。

農業者の中には自然災害等の発生時に当座の資金が必要となる場合もあることから、全国農業共済組合連合会がつなぎ融資を行うこととしています。なお、つなぎ融資は、農業者が可能な限り利用しやすい仕組みとなるよう、無利子とします。

Q9 保険料、積立金、事務費の税務上の取扱いはどうなりますか。

収入保険の加入者が納付する保険料、積立金及び事務費については、税務上、

- ① 保険料、事務費については、保険期間の必要経費又は損金に算入
 - ② 積立金については、預け金
- となります。

Q10 保険金及び特約補てん金は、保険期間の翌年の支払となると税負担が過大になるおそれがあるので、税務上、保険期間の総収入金額に算入されるようにすべきではないですか。

- 1 保険金と、特約補てん金のうち国庫補助相当分は、税務上、保険期間の総収入金額に算入することになります。
- 2 保険期間終了後、加入者は収入保険の保険金及び特約補てん金の見積りを行い、これら見積り金額を含めて確定申告を行うこととなります（見積りのための計算シートを準備する予定です）。

Q11 青色申告を行っている農業者が経営を移譲した場合、その青色申告実績は引き継がれるのですか。

- 1 青色申告を行っている農業者が、経営を移譲する場合の青色申告実績の取扱いについては、
 - ① 譲受人が青色申告を行う者であって、
 - ② 経営移譲の前後で事業の同一性が認められる場合は、青色申告実績を引き継ぐこととします。
- 2 例えば、青色申告を行う子へ親の経営をそのまま移譲する場合は、青色申告実績を引き継ぐことができます。

Q12 収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入するとのことですが、同時に加入できる事業はあるのでしょうか。

次の事業は、収入保険と同時に加入できます。

- 野菜の価格下落時の出荷調整を支援する事業（野菜需給均衡総合推進対策事業等）
- 野菜の契約取引において不作時の数量確保を支援する事業（契約指定野菜安定供給事業数量確保タイプ等）
- 園芸施設共済（施設本体部分）
- 果樹共済の樹体共済
- 家畜共済（搾乳牛や繁殖雌牛等の固定資産、病傷共済）等

Q13 野菜価格安定制度の指定産地において、野菜価格安定制度から収入保険へ移行する農業者が増加すると、産地要件を満たさなくなりませんか。

- 1 野菜価格安定制度における指定産地の要件は、野菜価格安定制度に加入していない農業者も含め、産地における指定野菜の作付面積等に基づき判定することとなっています。
- 2 このため、指定産地において野菜価格安定制度から収入保険へ移行する農業者が増加したとしても、それにより産地要件を満たさなくなることはありません。

（参考）指定産地の要件

- ① 指定野菜の作付面積が20ha以上
- ② 出荷団体（JA等）及び大規模生産者における指定野菜の出荷割合が指定産地全体の出荷数量の2/3以上

Q14 野菜価格安定制度から収入保険に移行した農業者は、JAの生産部会を脱退したり、出荷先を変更する必要がありますか。

そのような必要はありません。

誓約事項と個人情報の取扱いを確認します

- 収入保険の加入申請を行う方は、**「加入申請に関する誓約事項」**を確認していただいた上で、加入申請書にご記入・ご捺印ください。
- **「個人情報の取扱い」**について、同意していただくことで、データを将来の保険料率の算定に役立てます。また、申請内容の確認の手間が減ります。

どちらも重要な事項が記載されておりますので、必ずご確認ください！！



加入申請に関する誓約事項

以下の項目について誓約します。なお、誓約に反する行為が判明した場合には、保険金・特約補填金の支払を行わない場合があることに真存ありません。

- 1 加入申請の際、次に掲げる重要な事実又は事項については、適正に通知します。
 - (1) 加入申請日において既に災害による被害を受けた対象農産物等があることその他保険期間における農業収入金額が過去における農業収入金額を下回ることが見込まれる事由がある場合にあつては、その事由
 - (2) 所得税又は法人税の申告方法に変更があること
 - (3) 提出書類の記載事項のうち、次に掲げる事項
 - ① 「過去の農業収入金額申告書」(様式2号)のうち、対象農産物等の種類、保険期間の期首棚卸高及び期末棚卸高、販売金額、事業消費金額並びに経営面積
 - ② 「農業経営に関する計画」のうち、保険期間に係る次に掲げる事項
 - ア 対象農産物等の種類、当該種類ごとの栽培面積・飼養頭羽数等、栽培又は飼養の時期及び経営面積
 - イ 対象農産物等の種類ごとの保険期間の期首棚卸高及び期末棚卸高、収穫量・出荷頭羽数、販売金額、事業消費金額並びにこれらの金額の算定の基礎となる事項
 - ③ 青色申告書を提出した実績に関する事項
- 2 保険料、積立金及び事務費の支払に当たっては支払期日を守ります。
- 3 以下の事項を遵守します。
 - (1) 保険期間中に、農作業日誌、事業消費帳簿、販売帳簿を作成し、必要な事項を記録及び保存しておくこと。
 - (2) 保険期間中に、営農計画の記載内容に変更が生じた場合に、全国連合会に通知すること。
 - (3) 過去の青色申告決算書の内容について、修正申告等により変更が生じた場合に、全国連合会に通知すること。
 - (4) 全国連合会から調査及び必要な資料の要求があった場合に協力すること。
- 4 通常の農業者の行う農業経営に係る努力その他保険事故の発生の防止の義務を履行します。
- 5 全国連合会による保険事故の発生の防止の指示に従います。
- 6 事故発生通知は適正に行います。
- 7 植物防疫法の規定を遵守します。

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「収入保険加入申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意します」に✓を記入してください。

農業経営収入保険事業に係る個人情報の取扱いについて

全国農業共済組合連合会は、農業経営収入保険事業（以下「収入保険」といいます。）に係る保険金及び特約補填金を支払うために、収入保険の保険資格者から提出された収入保険加入申請書等に記載された個人情報を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令に基づき適正に管理し、収入保険に関する加入事務、保険金及び特約補填金の支払事務並びにつなぎ資金貸付事務のために利用します。

また、全国農業共済組合連合会は、上記に付随する事務及び全国農業共済組合連合会の業務運営を適切かつ円滑に履行するために、業務委託する事業者に、収入保険加入申請書等の内容を必要な範囲において提供する場合があります。

このほか、①収入保険の保険料率の算定、統計の作成及び制度の改善のために農林水産省本省に、②農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等のために農林水産省（本省、地方農政局、北海道農政事務所）及び内閣府沖縄総合事務局に、③農業保険法（昭和22年法律第185号）第176条第2項において定める共済事業及び農業収入の減少について補填を行う事業（注1）並びに都道府県等の実施する農業収入の減少について補填を行う事業との重複利用の確認のために保険資格者の関係する次の機関等（注2）に、収入保険加入申請書等の内容を必要な範囲において提供する場合があります。

なお、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律第16条第3項各号に掲げる場合を除き、保険資格者の同意を得るものとします。

過去の農業収入金額申告書

農業収入金額は、農産物の販売金額＋事業消費金額＋（期末棚卸高金額－期首棚卸高金額）により計算します。

(1) まず、補助フォームを用いて農産物等の販売金額を整理します



〈補助フォームのイメージ〉

対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム（農業所得用）
（平成29年分）

平成30年 10月 1日

申請者 住所 東京都千代田区一番町●●●●
氏名 農業 太郎 印

加入者管理コード

【消費税の扱い】
青色申告決算書における消費税の扱いについて、以下の該当する口に✓を記入してください。
 内税方式 外税方式

青色申告決算書の ④収入金額の内訳		農産物又は畜産物の区分 (収入保険申告用)			販売金額 ①	左記から除外 するもの ②	雑収入等のうち 販売金額に含めるもの ③		収入金額として 申告する 販売金額 =①-②+③
区分	販売金額	種類	品目	用途			数量払	その他	
キャベツ	3,250,000	野菜	キャベツ		3,250,000				3,250,000
小麦	750,000	麦類	小麦	数量払対象 (パン・中華麺用)	750,000		2,250,000		3,000,000
米	6,300,000	米	水稲(うるち)	主食用	6,300,000	200,000		300,000	6,400,000
生乳	7,900,000	生乳	生乳	加工原料乳 以外	7,900,000				7,900,000
合計	18,200,000				18,200,000	200,000	2,250,000	300,000	20,550,000

(単位:円)

① ② ③ ④

【担当者記入欄】

平成 29 年分 氏名 農業 太郎 FA0218

④ 収入金額の内訳 (現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください)

区分	作付面積 (制青) (頃別)	本年 収穫量 (5区別)	農産物の 数量	販売金額	事業消費 金額	農産物の 期末棚卸高
キャベツ	80			3,250,000	100,000	
小麦	250			750,000		
米	430		150,000	6,300,000		230,000
生乳	10			7,900,000		
合計	760		150,000	18,200,000	100,000	230,000

⑤ 農産物以外の棚卸高の内訳 (現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください)

区分	期首 数量	期末 数量	数量 金額	数量 金額
米積立金				300,000
畑作物の直接支払交付金				2,250,000
合計				2,550,000

⑥ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	賃金	理物	合計	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
その他(人分)					

⑦ 専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事 月数	給与 金額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額

(注) ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦の金額は、それぞれを1ページの①、②、③、④、⑤、⑥、⑦の欄に転記してください。

を作成します(個人の場合)



タブレット利用

〈主な手順〉

- ① 青色申告決算書から、農産物等ごとの販売金額を入力します。

※ 簡易な加工品（精米、もち、荒茶、仕上茶、梅干し、干し大根、畳表、干し柿、干し芋、乾しいたけ、牛乳等）も含まれます。
- ② ①の販売金額に他者から仕入れた農産物等の販売金額などが含まれている場合は、その金額を入力し、①の販売金額から除外します。

※ 他者から仕入れた農産物等の販売金額のほか、補助金、作業受託料収入、保険金、共済金、簡易な加工品に該当しない加工品の販売金額なども該当します。
- ③ 畑作物の直接支払交付金などの数量払がある場合は、その金額を入力し、①の販売金額に含めます。

※ 畑作物の直接支払交付金の数量払（麦、大豆等）のほか、甘味資源作物交付金（さとうきび）、でん粉原料用いも交付金（かんしょ）及び加工原料乳生産者補給金も該当します。
- ④ JAから支払われた農産物等の精算金などがある場合は、その金額を入力し、①の販売金額に含めます。

※ JAから支払われた農産物等の精算金のほか、JTの葉たばこ災害援助金、植物防疫法に基づく補償金なども該当します。

過去の農業収入金額を整理するには、青色申告実績の年数分の「青色申告決算書」、「所得税の確定申告書B第1表」が必要です。

※ これらの資料で把握できない金額がある場合は、その金額が記載されている会計帳簿も準備してください。





タブレット利用

〈主な手順〉

- ① 青色申告決算書で、農産物等ごとの期首棚卸高の申告があれば、その金額を入力します。
- ② 「補助フォーム」の「収入金額として申告する販売金額」欄の金額を転記します。
- ③ 青色申告決算書で、農産物等ごとの事業消費金額の申告があれば、その金額を入力します。
 - ※ 家事消費金額は含めません。
 - ※ 農家レストランへの食材利用などが該当します。また、11ページの補助フォームにおいて販売金額から除外（②「左記から除外するもの」に整理）した簡易な加工品に該当しない加工品の販売金額（他の農業者が生産した原材料分は除きます）も事業消費金額となります。
- ④ 青色申告決算書で、農産物等ごとの期末棚卸高金額の申告があれば、その金額を入力します。

これで、過去の農業収入金額の整理ができました。
次に、農業経営に関する計画を作成します。
(→ 19ページへ)



過去の農業収入金額申告書

農業収入金額は、農産物の販売金額＋事業消費金額＋（期末棚卸高金額－期首棚卸高金額）により計算します。

(1) まず、補助フォームを用いて農産物等の販売金額を整理します。

〈補助フォームのイメージ〉



対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム(一般・法人用)
(平成29年度分)

平成31年2月1日

【消費税の扱い】
青色申告決算書における消費税の扱いについて、以下の該当する口に✓を記入してください。

内税方式 外税方式

申請者 住所 東京都千代田区一番町●●
氏名 株式会社農業ファーム 代表取締役 農業 太郎 印

加入者管理コード

損益計算書の売上高 <input type="checkbox"/> 合計 <input checked="" type="checkbox"/> 製品売上高 (該当する口に✓を記入してください)		農産物又は畜産物の区分 (収入保険申告用)			販売金額 ①	左記から除外するもの ②	雑収入等のうち販売金額に含めるもの ③		収入金額として申告する販売金額 =①-②+③
区分(勘定科目)	売上高	種類	品目	用途			数量払	その他	
製品売上高	18,200,000	野菜	キャベツ		3,250,000				3,250,000
		麦類	小麦	数量払対象 (パン・中華麺用)	750,000		2,250,000		3,000,000
	①	米	水稻(うるち)	主食用	6,300,000	2,500,000		300,000	4,100,000
		生乳	生乳	加工原料乳以外	7,900,000	②	③	④	7,900,000
合計	18,200,000				18,200,000	2,500,000	2,250,000	300,000	18,250,000

(単位:円)

【担当者記入欄】

損益計算書

株式会社農業ファーム

自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日

〈経常損益の部〉

【営業損益の部】		
【純売上高】		
製品売上高	18,200,000	
価格補填収入	2,250,000	
売上高計		20,450,000
【売上原価】		
期首商品製品棚卸高(米)	150,000	
当期商品製造原価	10,800,000	
当期商品仕入れ高(米)	2,500,000	
期末商品棚卸高(米)	-230,000	
事業消費高(キャベツ)	-100,000	
売上原価計		13,120,000
売上総利益		7,330,000
【営業外損益の部】		
【営業外収益】		
米精算金	300,000	

を作成します(法人の場合)



タブレット利用

〈主な手順〉

①

損益計算書から、農産物等ごとの販売金額を入力します。

※ 簡易な加工品（精米、もち、荒茶、仕上茶、梅干し、干し大根、畳表、干し柿、干し芋、乾しいたけ、牛乳等）も含まれます。

②

①の販売金額に他者から仕入れた農産物等の販売金額などが含まれている場合は、その金額を入力し、①の販売金額から除外します。

※ 他者から仕入れた農産物等の販売金額のほか、補助金、作業受託料収入、保険金、共済金、簡易な加工品に該当しない加工品の販売金額なども該当します。

③

畑作物の直接支払交付金などの数量払がある場合は、その金額を入力し、①の販売金額に含めます。

※ 畑作物の直接支払交付金の数量払（麦、大豆等）のほか、甘味資源作物交付金（さとうきび）、でん粉原料用いも交付金（かんしょ）及び加工原料乳生産者補給金も該当します。

④

JAから支払われた農産物等の精算金などがある場合は、その金額を入力し、①の販売金額に含めます。

※ JAから支払われた農産物等の精算金のほか、JTの葉たばこ災害援助金、植物防疫法に基づく補償金なども該当します。

過去の農業収入金額を整理するには、青色申告実績の年数分の「損益計算書」、「法人税の申告書の別表一及び別表四」が必要です。

※ これらの資料で把握できない金額がある場合は、その金額が記載されている会計帳簿も準備してください。



(2) 次に、販売金額以外の期首棚卸高、事業消費、期末棚卸高の金額も整理し、過去の収入金額全体を整理します。

〈過去の農業収入金額申告書のイメージ〉

過去の農業収入金額申告書
(平成29年(年度)分)

平成 31年 2 月 1 日

申請者 住所 東京都千代田区一番町●●●
氏名 株式会社農業ファーム 代表取締役 農業 太郎 印

加入者管理コード

(単位:円)

農産物又は畜産物			期首棚卸高 ①	販売金額 ②	事業消費金額 ③	期末棚卸高 ④	収入金額 ②+③+④-①	備考
種類	品目	用途						
野菜	キャベツ			3,250,000	100,000		3,350,000	
麦類	小麦	数量払対象 (パン・中華麺用)		3,000,000			3,000,000	
米	水稲(うるち)	主食用	150,000	4,100,000		230,000	4,180,000	
生乳	生乳	加工原料乳 以外	①	7,900,000	③	④	7,900,000	
合計			150,000	18,250,000	100,000	230,000	18,430,000	

【担当者記入欄】

損益計算書

株式会社農業ファーム

自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日

〈経常損益の部〉

【営業損益の部】

【純売上高】

製品売上高 18,200,000
価格補填収入 2,250,000
売上高 計 20,450,000

【売上原価】

期首商品製品棚卸高(米) 150,000
当期商品製造原価 10,800,000
当期商品仕入れ高(米) 2,500,000
期末商品棚卸高(米) -230,000
事業消費高(キャベツ) -100,000

売上原価 計 13,120,000

売上総利益 7,330,000

【営業外損益の部】

【営業外収益】

米精算金 300,000



タブレット利用

〈主な手順〉

① 損益計算書で、農産物等ごとの期首棚卸高の申告があれば、その金額を入力します。

② 「補助フォーム」の「収入金額として申告する販売金額」欄の金額を転記します。

③ 損益計算書で、農産物等ごとの事業消費高の申告があれば、その金額を入力します。

※ 農家レストランへの食材利用などが該当します。また、15ページの補助フォームにおいて販売金額から除外（「②左記から除外するもの」に整理）した簡易な加工品に該当しない加工品の販売金額（他の農業者が生産した原材料分は除きます）も事業消費金額となります。

④ 損益計算書で、農産物等ごとの期末棚卸高の申告があれば、その金額を入力します。

これで、過去の農業収入金額の整理ができました。
次に、農業経営に関する計画を作成します。
(→ 19ページへ)



農業経営に関する

(1) まず、保険期間の営農計画を作成します。

※ 保険期間に栽培又は飼養する全ての農産物等の作付予定面積、作付期、収穫期などを整理します。

〈保険期間の営農計画のイメージ〉

農業経営に関する計画 (平成31年(年度)分)

平成30年 10月 1日

申請者 住所 東京都千代田区一番町●●
氏名 農業 太郎 印

加入者管理コード

(1) 保険期間の営農計画
① 農産物及び畜産物の営農計画
【農産物用】

農産物			作付予定 面積 ①	作付期	収穫期		保険期間の 収穫に係る 作付面積 ①×②	保険期間開始前の 事故の発生状況		備考
種類	品目	用途			(年・月)	保険期間に 収穫する割合 ②		事故の 発生	事故発生 の通知	
野菜	キャベツ		80a	H31.3	H31.6	100%	80a	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
麦類	小麦	数量私用家 (パン・中華麺用)	300a	H30.11	H31.5	100%	300a	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
麦類	小麦	数量私用家 (パン・中華麺用)	300a	H31.11	H32.5	0%	0a	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
米	水稻(うるち)	主食用	430a	H31.6	H31.10	100%	430a	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【申請者の住所地以外の経営耕地等】

◆ 認定農業者又は認定就農者である場合は、該当するものに✓を記入してください。

認定農業者である 認定就農者である

◆ 認定農業者等の認定を希望する場合は、該当するものに✓を記入してください。

認定農業者を希望する 認定就農者を希望する

※ 認定農業者等の認定を希望される場合は、最寄りの市町村へ連絡して、助言・指導が受けられるように手配します。

【担当者記入欄】

【参考情報】
 GAPの認証

【畜産物用】

畜産物			種付 又は導入 年(年度)	飼養又は 導入頭羽数 ①	出荷予定年(年度)		保険期間の 出荷に係る 飼養又は 導入頭羽数 ①×②	保険期間開始前の 事故の発生状況		備考
種類	品目	用途			年(年度)	保険期間に 出荷する割合 ②		事故の 発生	事故発生 の通知	
生乳	生乳	加工原料乳以外		10	H31	100%	10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

② 規模拡大特例に適用する経営面積

規模拡大特例を希望する場合は、過去5年間及び保険期間の経営面積を記入してください。

過去の経営面積					保険期間の経営面積		
平成26年(年度)分	平成27年(年度)分	平成28年(年度)分	平成29年(年度)分	平成30年(年度)分	平成31年(年度)分		
a	m	a	m	a	a	m	m
779	779	779	800	800	853	a	m

計画を作成します



タブレット利用

〈主な手順〉

①

保険期間中に栽培又は飼養する全ての農産物等の種類等を入力します。

※ マルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵は、備考欄に対象外と入力します。

②

農産物の種類等ごとに、作付予定面積、作付期、収穫期を入力します。

※ 「保険期間に収穫する割合」には、作付予定面積のうち、保険期間の年分の税申告において、収入金額（販売金額・期末棚卸高等）に計上する金額に相当する面積の割合を記入します。

③

保険期間開始前に、既に事故が発生している農産物等がある場合は、チェックします。

※ 加入申請時点で農業共済に加入している農産物等で共済の事故発生の通知を行っている場合は、事故発生の通知にチェックします。なお、共済の事故発生の通知を行っていない場合は、備考欄に対象外と入力します。

④

認定農業者または認定就農者の認定を希望する場合は、該当するものにチェックします。

⑤

基準収入の計算上、規模拡大特例を希望する場合に、過去と保険期間の経営面積を入力します。

※ 農地台帳、共済細目書等の耕地面積等を根拠として、申告面積を入力します。

※ 農産物等ごとの作付面積の合計ではありません。



タブレット利用

〈主な手順〉

①

保険期間の営農計画で入力した農産物等の種類等を入力します。

※ 保険期間に収穫（出荷）する割合が0%の農産物等や、備考欄に対象外と入力した農産物等は含めません。

②

期首棚卸高が見込まれる場合は、該当する農産物等の種類等ごとに見込在庫数量、見込単価を入力します。

※ 見込単価は、④の見込販売単価を用います。

③

作付予定面積等は、営農計画の「保険期間の収穫に係る作付面積」を転記します。

見込単収は、農業者の過去の平均単収を基本に入力します。

※ 見込単収については、23ページの「保険期間の見込単収試算表」を活用し、平年的な単収と思われる2年以上のデータの平均値を用います。

※ 2年以上のデータが分からない場合は、全国連合会が準備する地域の平均単収又は加入請者自ら申告した客観的な資料に基づく単収を用います。

④

見込販売数量は、保険期間の見込数量を入力します。

見込販売単価は、農業者の過去の平均販売単価を基本に入力します。

※ 見込販売単価については、23ページの「保険期間の見込販売単価試算表」を活用し、平年的な販売単価と思われる2年以上のデータの平均値を用います。

※ 2年以上のデータが分からない場合は、全国連合会が準備する地域の平均販売単価又は加入申請者自ら申告した客観的な資料に基づく販売単価を用います。

⑤

事業消費が見込まれる場合は入力します。

※ 見込事業消費単価は、④の見込販売単価、もしくはそれより低い価格で設定します。

⑥

期末棚卸高が見込まれる場合は、該当する農産物等の種類等ごとに見込在庫数量、見込単価を入力します。

※ 見込単価は、④の見込販売単価を用います。

⑦

畑作物の直接支払交付金などの数量払が見込まれる場合は見込数量払単価を入力します。

※ 見込数量払単価は、保険期間に交付される数量払の交付予定単価（実施要綱等に定められた平均交付単価）を基本に入力します。

○平均単収と平均販売単価が計算できます。

※過去の実単収、販売単価を用いて平均単収、平均販売単価を計算する場合に用います。

〈保険期間の見込単収試算表のイメージ〉

※データのある年の作付面積と収穫量を入力すると、実単収が計算できます。

保険期間の見込単収試算表

(単位: 作付面積はa等、収穫量はkg等、単収はkg/10a等)

農産物			5年前(平成26年)			4年前(平成27年)			3年前(平成28年)			2年前(平成29年)			1年前(平成 年)			平均単収 ⑯ kg/ 10a・頭	地域平均 単収 ⑰	備考
			作付 面積 ① a・	収穫量 ② kg	実単収 ③= ②÷① kg/ 10a・頭	作付 面積 ④ a・	収穫量 ⑤ kg	実単収 ⑥= ⑤÷④ kg/ 10a・頭	作付 面積 ⑦ a・	収穫量 ⑧ kg	実単収 ⑨= ⑧÷⑦ kg/ 10a・頭	作付 面積 ⑩ a・	収穫量 ⑪ kg	実単収 ⑫= ⑪÷⑩ kg/ 10a・頭	作付 面積 ⑬ a・	収穫量 ⑭ kg	実単収 ⑮= ⑭÷⑬ kg/ 10a・頭			
種類	品目	用途																		
野菜	キャベツ							80	31,200	3,900		80	32,800	4,100				4,000		
麦類	小麦	数量払対象 (パン・中華麺用)						230	13,340	580		250	14,500	580				580		
米	水稲 (うるち)	主食用	430	23,005	535			430	23,435	545								540		
生乳	生乳	加工原料乳 以外				10	80,000	8,000				10	80,000	8,000				8,000		

平均単収は、計算した実単収のうち平年的な単収と思われる2年以上のデータの平均値を用います。

〈保険期間の見込販売単価試算表のイメージ〉

※データのある年の販売金額と販売数量を入力すると、販売単価が計算できます。

保険期間の見込販売単価試算表

(単位: 販売金額は円、販売数量はkg等、販売単価は円/kg等)

農産物又は畜産物			5年前(平成26年)			4年前(平成27年)			3年前(平成28年)			2年前(平成29年)			1年前(平成 年)			平均 販売単価 ⑯ 円/kg	地域平均 販売単価 ⑰	備考
			販売 金額 ① 円	販売 数量 ② kg	販売 単価 ③= ①÷② 円/kg	販売 金額 ④ 円	販売 数量 ⑤ kg	販売 単価 ⑥= ④÷⑤ 円/kg	販売 金額 ⑦ 円	販売 数量 ⑧ kg	販売 単価 ⑨= ⑦÷⑧ 円/kg	販売 金額 ⑩ 円	販売 数量 ⑪ kg	販売 単価 ⑫= ⑩÷⑪ 円/kg	販売 金額 ⑬ 円	販売 数量 ⑭ kg	販売 単価 ⑮= ⑬÷⑭ 円/kg			
種類	品目	用途																		
野菜	キャベツ					3,800,000	30,000	120	3,900,000	31,000	126							123		
麦類	小麦	数量払対象 (パン・中華麺用)	740,000	13,000	57	750,000	12,980	58										58		
米	水稲 (うるち)	主食用				6,390,000	23,290	274				6,300,000	22,860	276				275		
生乳	生乳	加工原料乳 以外							6,930,000	70,000	99	7,900,000	78,220	101				100		

平均販売単価は、計算した販売単価のうち平年的な販売単価と思われる2年以上のデータの平均値を用います。

(3) 次に農業経営の目標を作成します。

※認定農業者又は認定就農者の方は、作成する必要はありません。



〈農業経営の目標のイメージ〉

①
②

(3) 農業経営の目標
認定農業者又は認定就農者でない場合は、下記の1及び2を記入してください。

農業経営の現状と目標
※目標年は、原則5年後を記入してください。

<農産物等の生産>

農産物又は畜産物名	現状(平成29年)		目標(平成34年)	
	作付面積又は飼養頭数(a, 頭等)	出荷・販売量(kg, 本等)	作付面積又は飼養頭数(a, 頭等)	出荷・販売量(kg, 本等)
キャベツ	80a	32,500kg	100a	40,000kg
小麦	250a	14,300kg	320a	18,500kg
米	430a	22,860kg	450a	24,300kg
生乳	10頭	78,220kg	12頭	96,000kg

<農産物等の販売>

農産物又は畜産物名	現状(平成29年)	目標(平成34年)
	販売金額(万円)	販売金額(万円)
キャベツ	325	500
小麦	75	110
米	630	670
生乳	790	948
合計	1,820	2,228

<主たる従事者の所得目標>

年間農業所得(万円)	現状(平成29年)	目標(平成34年)
		800万円

2 目標達成のために取るべき措置
※該当する取組に✓を記入し、括弧内に具体的な内容を記載してください。

- 経営規模の拡大
 - 農地中間管理機構の活用
- 生産方式の改善・合理化
 - 新作物の導入、新技術の導入
- 経営の多角化
- 経営の改善・合理化
- 労働力の確保等
- その他の取組み

住所 (〒102-0082) 東京都千代田区一番町●●

氏名 農業 太郎 連絡先 03 ●●●●●●●●

※認定農業者等の認定を希望される場合は、本紙の写しを最寄りの市町村へ提供する場合があります。

〈主な手順〉

③

① 農業経営の現状（加入申請年の前年）と、原則5年後のおおまかな目標を入力します。

② ①で入力した目標を達成するために取組む内容を簡潔に入力します。

③ 認定農業者又は認定就農者の認定を希望する場合は、住所・氏名等を入力します。最寄りの市町村から認定農業者等になるための助言・指導が受けられるように手配します。

事故の発生状況を連絡します



電話・メール利用

〈主な手順〉

①

通知対象事故が発生した年月日を記入します。

※ 通知対象事故とは、自然災害や病虫害などにより1割以上の数量減少が見込まれる場合の事故です。

※ 事故の発生日が不明な場合は、数量減少が見込まれると判明した日を記入します。

②

事故の種類、事故の発生時期、収入減少が見込まれる時期について、それぞれ該当するものを選択し☑チェックします。

※ 事故の発生時期は、収穫までの事故か収穫後の事故かを選択し☑チェックします。
収入減少が見込まれる時期は、保険期間の収入減少か翌年以降の収入減少かを選択し☑チェックします。

※ 備考欄は、具体的な事故の内容、農産物等の状況等を記入します。

③

事故の発生した農産物等の種類等及び作付面積等を記入します。

※ 作付面積等は、保険期間の営農計画に記入した農産物等の種類等及び作付面積等と同じ内容を記入します。

④

圃場等の状況を目視により確認し、数量減少の程度に応じた面積を記入します。

※ ③の作付面積等の合計の面積と合致するように記入します。

⑤

事故発生前後に行った保険事故防止の取組内容を記入します。

⑥

つなぎ資金を希望される場合に☑チェックします。

※ 災害等により相当の数量減少が生じることが見込まれる場合には、**必要に応じて、無利子によるつなぎ資金の貸付け**が受けられます。

※ 価格低下はつなぎ資金の貸付けの対象外です。

⑦

自己都合により栽培等を中止する場合に記入します。

※ 例えば、災害の発生や加入者のけがや病気等によらずに、計画していた農産物等の栽培等を中止する場合が該当します。

事故発生の連絡は必ず行ってください。連絡がない場合は、保険金・特約補てん金が支払われないことがあります。



確定申告が終わったら、保険金等の請求手続きを行います。



(1) まず、保険期間の農業収入金額を計算します。

〈農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書のイメージ〉

農業経営収入保険 保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書 (平成31年(年度)分)

平成 32 年 4 月 1 日

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

①

申請者 住 所 東京都千代田区一番町●●
氏 名 農業 太郎

印

加入者管理コード

平成31年(年度)の農業経営収入保険に係る農業収入金額等について、以下のとおり申告します。

- なお、本申告による収入金額に基づき計算される、□保険金、□特約補填金を請求するので「(2)収入減少要因及び保険事故防止の取組状況」のとおり申告します。
- なお、本申告による収入金額に基づき計算される、□保険金、□特約補填金の請求を予定しているため「(2)収入減少要因及び保険事故防止の取組状況」のとおり申告します。
- なお、保険金・特約補填金の請求をしません。

※該当する□に/を記入してください。

(1) 農業収入金額の計算

(単位: 数量はkg等、単価は円/kg等、金額は円)

農産物又は畜産物			期首棚卸高			事業消費金額			家事消費金額	期末棚卸高			⑤農業収入金額 =②+③+④-①	見込農業収入金額 (J)	農業収入金額増減額 (K)=⑤-(J)	割合 =(K)/(J)	
			在庫数量 (A)	販売単価 (B)	①金額 =(A)×(B)	②販売金額	事業消費数量 (E)	事業消費単価 (F)	③金額 =(E)×(F)	金額 (対象外) (G)	在庫数量 (H)	販売単価 (I)					④金額 =(H)×(I)
種類	品目	用途	kg	円/kg	円		kg	円/kg	円	円	kg	円/kg	円	円	円	円	
野菜	キャベツ				2,616,000							2,616,000	3,936,000	-1,320,000	-34%		
麦類	小麦	数量払対象 (パン・中華麺用)			3,340,800							3,340,800	3,445,200	-104,400	-3%		
米	水稲 (うるち)	主食用	500	275	137,500	4,700,700	1,000	275	275,000	0	500	275	137,500	4,975,700	6,385,500	-1,409,800	-22%
生乳	生乳	加工原料 乳以外			7,800,000							7,800,000	8,000,000	-200,000	-3%		
合計					137,500	18,457,500			275,000			137,500	18,732,500	21,766,700	-3,034,200	-14%	

②

③

④

⑤

⑥

(※)

過去の農業収入金額申告書の作成のときと同様、青色申告決算書等の税務申告書類の写しなどが必要です。

※ これらの資料で把握できない金額がある場合は、その金額が記載されている会計帳簿も準備してください。



請求をします



タブレット利用

〈主な手順〉

- ① 保険金・特約補てん金の請求の有無を☑チェックします。
※ 保険金・特約補てん金の請求は、農業収入金額実績の申告と同時に行う方法と、保険金・特約補てん金の支払予定金額を確認してから行う方法があります。
- ② 「保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」に入力した農産物等の種類等と同じ内容を入力します。
- ③ 期首棚卸高がある場合は入力します。
※ 「在庫数量」欄は、棚卸表に基づいて実績を入力します。「販売単価」欄は、加入申請の際に用いた見込単価と同額を入力します。
- ④ 青色申告決算書等から、補助フォームを用いて農産物等の種類等ごとの販売金額を整理し、入力します。
- ⑤ 事業消費金額がある場合は入力します。
※ 「事業消費数量」欄は、事業消費帳簿に基づいて実績を入力します。「事業消費単価」欄は、加入申請の際に用いた見込事業消費単価と同額を入力します。
- ⑥ 期末棚卸高がある場合は入力します。
※ 「在庫数量」欄は、棚卸表に基づいて実績を入力します。「販売単価」欄は、加入申請の際に用いた見込単価と同額を入力します。

(※)

見込農業収入金額からの減少割合が10%を超えている農産物等がある場合は、収入減少要因等の申告を行います（→ 29ページへ）。



(2) 次に、収入減少要因及び保険事故防止の取組状況を作成します。

農産物又は畜産物			収入減少要因	要因発生理由	事故発生通知	確認事項		
種類	品目	用途						
野菜	キャベツ		<input checked="" type="checkbox"/> 数量減少 ※品質低下含む	<input type="checkbox"/> 気象災害 <input type="checkbox"/> 病虫害 <input type="checkbox"/> 鳥獣害 <input checked="" type="checkbox"/> その他	収穫期に2週間入院していたため、適期に収穫ができなかった。	通知した <input checked="" type="checkbox"/>	! 事故発生通知前後の取組内容がある場合は、該当欄に記入願います。	
			<input type="checkbox"/> 価格低下	<input type="checkbox"/> 豊作による需給の緩和 <input type="checkbox"/> 取引先からの要望 <input type="checkbox"/> 為替変動 <input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施しなかった	<input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施しなかった
野菜	キャベツ		<input type="checkbox"/> 数量減少 ※品質低下含む	<input type="checkbox"/> 気象災害 <input type="checkbox"/> 病虫害 <input type="checkbox"/> 鳥獣害 <input type="checkbox"/> その他		通知した <input type="checkbox"/>	! 事故発生通知前後の取組内容がある場合は、該当欄に記入願います。	
			<input checked="" type="checkbox"/> 価格低下	<input checked="" type="checkbox"/> 豊作による需給の緩和 <input type="checkbox"/> 取引先からの要望 <input type="checkbox"/> 為替変動 <input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施しなかった	<input checked="" type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行った
米	水稲(うるち)	主食用	<input checked="" type="checkbox"/> 数量減少 ※品質低下含む	<input type="checkbox"/> 気象災害 <input checked="" type="checkbox"/> 病虫害 <input type="checkbox"/> 鳥獣害 <input type="checkbox"/> その他	生育期に、カメムシによる斑点米被害が発生した。	通知した <input checked="" type="checkbox"/>	! 事故発生通知前後の取組内容がある場合は、該当欄に記入願います。	
			<input type="checkbox"/> 価格低下	<input type="checkbox"/> 豊作による需給の緩和 <input type="checkbox"/> 取引先からの要望 <input type="checkbox"/> 為替変動 <input type="checkbox"/> その他			<input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施しなかった	<input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施しなかった

①

②

③



タブレット利用

〈主な手順〉

- ① 該当する農産物等の種類等ごとに、収入減少要因、要因発生の理由の該当する箇所に☑チェックします。
- ② 事故発生の通知を行っていた場合に☑チェックします。
- ③ 事故発生通知の際に、保険事故防止の取組を申告した場合や、全国連合会等から指導があった場合は、その取組について、「実施した」又は実施しなかったに☑チェックを記入し、その取組内容を記入します。
 - ※ 収入減少要因が価格低下の場合は、「意図的な値下げを行っていませんか」の該当箇所にも☑チェックします。
 - ※ 「意図的な値下げ」とは、取引先と結託して、販売金額を引き下げ一方、販売代金とは別名目で金銭を受け取るなどの行為です。

NOSAI全国連が内容を審査後、保険金・特約補てん金を支払います。



虚偽の記入が判明した場合のほか、保険事故防止の取組を実施していなかった場合などは、保険金等をお支払いできないことがあります。

相談窓口

- 収入保険の補償内容など詳しいことは、以下の相談窓口にお問合せください。

全国農業共済組合連合会

〒102-0082 東京都千代田区一番町19番地
TEL03-6265-4800(代) <http://nosai-zenkokuren.or.jp/>



相談窓口	TEL	ホームページURL	相談窓口	TEL	ホームページURL
北海道農業共済組合連合会	011-271-7218	http://www.hknosai.or.jp/	滋賀県農業共済組合本所	077-524-4688	http://www.nosai-shiga.or.jp/
青森県農業共済組合本所	017-775-1165	http://www.nosai-aomori.or.jp/	京都府農業共済組合本所	075-222-5700	http://www.kyoto-nosai.jp/
岩手県農業共済組合本所	019-601-7492	http://nosai-iwate.net/	大阪府農業共済組合本所	06-6941-8736	http://nosai-osaka.com/
宮城県農業共済組合本所	022-225-6703	http://www.nosaimiyagi.or.jp/	兵庫県農業共済組合連合会本部	078-332-7169	http://www.nosai-hyogo.or.jp/
秋田県農業共済組合連合会	018-884-5223	http://www.nosaiakita.or.jp/	奈良県農業共済組合本所	0744-21-6312	http://www.nosainara.jp/
山形県農業共済組合本所	023-665-4700	http://www.yynosai.or.jp/	和歌山県農業共済組合本所	073-436-0771	http://www.nosai-wakayama.or.jp/
福島県農業共済組合本所	024-521-2730	https://www.fukushima-nosainet.jp/	鳥取県農業共済組合本所	0858-37-5631	http://www.nosai-tottori.jp/
茨城県農業共済組合連合会	029-215-8882	http://www.nosai-ibaraki.or.jp/	島根県農業共済組合本所	0853-22-1478	http://www.nosai-shimane.jp/
栃木県農業共済組合本所	028-683-5531	http://www.nosai-tochigi.or.jp/	岡山県農業共済組合本所	086-277-5548	http://www.ok-nosai.or.jp/
群馬県農業共済組合本所	027-251-5631	http://www.nosai-gunma.or.jp/	広島県農業共済組合本所	082-262-4711	http://www.nosai-hiroshima.or.jp/
埼玉県農業共済組合本所	048-645-2141	http://nosai-saitama.or.jp/	山口県農業共済組合本所	083-972-7500	http://ymgc-nosai.org/
千葉県農業共済組合連合会	043-245-7447	http://www.nosai-chiba.or.jp/	徳島県農業共済組合本所	088-622-7731	http://www.nosai-tokushima.jp/
東京都農業共済組合	042-381-7111	http://www.nosai-tokyo.jp/	香川県農業共済組合本所	087-899-8977	http://nosai-kagawa.jp/
神奈川県農業共済組合本所	0463-94-3211	http://www.nosai-kanagawa.jp/	愛媛県農業共済組合本所	089-941-8135	http://www.e-nosai.or.jp/
山梨県農業共済組合本所	055-228-4711	http://www.nosai-yamanashi.or.jp/	高知県農業共済組合本所	088-856-6550	http://www.nosai-kochi.or.jp/
新潟県農業共済組合連合会	025-266-4141	http://www.nosai-niigata.or.jp/	福岡県農業共済組合本所	092-721-5521	http://nosai-fukuoka.or.jp/
富山県農業共済組合本所	076-461-5333	http://www.nosai-toyama.or.jp/	佐賀県農業共済組合連合会	0952-31-4171	http://www.nosai-saga.or.jp/
石川県農業共済組合本所	076-239-3111	http://www.nosai-ishikawa.or.jp/	長崎県農業共済組合連合会	0957-23-6161	http://www.nosai-ngs.or.jp/
福井県農業共済組合本所	0778-53-2701	https://www.nosai-fukui.jp/	熊本県農業共済組合本所	0964-25-3202	http://www.nosai-kumamoto.or.jp/
長野県農業共済組合本所	026-217-5919	http://www.nosai-nagano.or.jp/	大分県農業共済組合本所	097-544-8110	http://www.nosai-oita.jp/oita/
岐阜県農業共済組合連合会	058-270-0082	http://www.nosai-gifu.or.jp/	宮崎県農業共済組合本所	0985-41-4747	http://www.miyazaki-nosai.jp/
静岡県農業共済組合連合会	054-251-3511	http://www.nosai-shizuoka.or.jp/	鹿児島県農業共済組合連合会	099-255-6161	http://www.nosai-net.or.jp/
愛知県農業共済組合本所	052-204-2411	http://www.nosai-aichi.jp/	沖縄県農業共済組合本所	098-833-8132	http://www.nosai-okinawa.jp/
三重県農業共済組合本所	059-228-5135	http://www.nosaimie.or.jp/			

農林水産省経営局保険課

TEL：03-6744-7147

ホームページ：http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syu_kyosai.html